

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修番号

SK18001
S19001
H0013

③施設名等

名称	くるみ学園
施設長氏名	永井 滋
定員	81名
所在地(都道府県)	北海道
所在地(市町村以下)	非公開
T E L	0138-46-4178
U R L	http://kurumi.kosei.in.or.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1900/3/6
経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人 函館厚生院
職員数 常勤職員	34名
職員数 非常勤職員	2名
有資格職員の名称(ア)	公認心理師
上記有資格職員の数	1名
有資格職員の名称(イ)	臨床心理士
上記有資格職員の数	1名
有資格職員の名称(ウ)	心理士
上記有資格職員の数	1名
有資格職員の名称(エ)	看護師
上記有資格職員の数	1名
有資格職員の名称(オ)	保育士
上記有資格職員の数	16名
有資格職員の名称(カ)	社会福祉士
上記有資格職員の数	4名
有資格職員の名称(キ)	精神保健福祉士
上記有資格職員の数	1名
施設設備の概要(ア)居室数	1人居室6 2人居室43 6人居室3
施設設備の概要(イ)設備等	LDK・プレイルーム・ユニットバス・トイレ・洗面洗濯室・職員室
施設設備の概要(ウ)	親子訓練室・親子面会室・相談室・心理療教室
施設設備の概要(エ)	一時保護室・センター・医務室・体育館・調理室

④理念・基本方針

<p>理念 「With Child」「いつでも安らぎを」 「常に子どもと一緒にあろうとする志」と「いつでも安らげる存在であろうとする事」を理念とする。</p> <p>基本方針 「基本姿勢」「支援方針」を事業計画に掲げ、子ども一人ひとりを尊重し、生活していける力を培えるよう援助する。</p>

⑤施設の特徴的な取組

<p>「児童養護施設くるみ」「地域小規模児童養護施設いちい」「子育て短期支援事業所くるみ」「児童家庭支援センターくるみ」の4事業を展開している。</p>
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2020/5/28
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2020/11/1
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑦総評

<評価の高い点>

1、「子どもの居場所であること」

子どもとの時間を業務の中で最優先するために、他の業務の時間帯を調整し合い工夫をしています。子どもへ個別に対応する時には、別な職員が他の子どもたちをフォローする体制を組織的につくることで、職員は、必ず1日1回は担当の全ての子どもたちと個別に対応する時間を持っています。施設全体で「子どもと大人の関係構築のための養育・支援プログラム」に取り組み、子どもに対して受容的な態度で接し、養育・支援プログラムの実践を通して日々の支援の見直しを重ね、職員全体でスキルアップを図っていています。子どもからは職員が優しくなったという声も聞きます。

子どもの生い立ちを理解することを大切に、被虐待体験、分離体験等の子どもの背景にある状況を理解し、子どもが安心して感情を表出できるように、まず子どもの感情を受け止め考えを否定せず、子どもの話を聞くことから始めることで、子どもに「ここが居場所」であることを伝えていきます。

2、「看護師の専門性を活かす子どもの健康管理」

常勤の看護師は、夜間・休日でも電話に応じているため、子どもの急変に対応する職員の安心に繋がっています。担当職員は、日頃の子どもの様子に変化があれば、看護師から受診の必要性の有無などの助言を受け、通院の同行や服薬管理簿を作成しています。子どもの既往症の把握や平熱調べを毎年実施して、同法人の病院で年4回の児童健診を実施しています。

看護師は、全職員に向けたAEDの実地研修や、感染症予防として嘔吐は全てノロを想定した訓練とする等、職員の医療や健康に関するスキルアップを目指し、子どもの健康管理に活かしています。

3、「生い立ちの振り返り」

施設は、職員が子どもとともに生い立ちを振り返ることは、子どもが自分自身を受け入れ肯定的に生きるために必要だと考えています。子どもから生い立ちを聞かれた時にどのように答えるかを職員間で事前に話し合い、タイミングを逃さないようにしています。

子どもの様々な経験を子ども自身が強みとして受け止められるように、マイナスと感じている面をプラスに変えられるように、子どもとともに生い立ちを振り返っています。

4、「家族の身近な存在としての役割」

寮担職員は、家庭支援専門相談員として兼務することで、子どもの入所から退所まで関わり、児童相談所や保護者からの電話対応や相談窓口となっています。子どもの家庭復帰に向けて、面会、外出、一時帰宅など、保護者との家族調整を行い、子どもが保護者との外出や一時帰宅の後は、子どもの些細な変化を慎重に観察しています。保護者には、日頃の子どもの様子を細かく伝えて、親子の距離が離れないようにしています。

また、保護者には年に3回の機関紙の発送や、子どもの学校の部活動などの行事予定、授業参観の連絡など、子どものそれぞれの状況に合わせて電話連絡や手紙を郵送しています。保護者アンケートで、保護者の声も聞いています。

このように、各寮に配置された寮担職員は、担当職員とともに子どもと保護者の状況を両面から把握して、子どもと保護者の一番身近な存在としての家庭支援専門相談員の役割を担い、各寮での状況・情報を、寮担会議を通して施設全体で共有しています。

<質の向上のために求められる点>

1、「子どもを伸ばすためのアセスメントから計画」

自立支援計画は、子どもの担当職員と寮担職員が評価測定表を用いてアセスメントを行い、養護記録等と併せて策定しています。但し、自立支援計画票の目標が、画一的・抽象的な記述に止まっている計画票もあり、児童の意向、保護者の意見欄に空欄も散見されます。施設では、子どもと向き合い気持ちを聴き取ることを支援の柱としており、日々の支援から、個々の子どもの意向を十分に把握しています。

今後は、自立支援計画が、子ども一人ひとりの具体的なニーズを基に、子どもの良さを伸ばす具体的な目標設定のもと策定されることに期待します。また、園内研修でアセスメントツールの見直しも検討されているとのことで実施が期待されます。

さらに、児童相談所への提出に合わせて、年2回の定期的な自立支援計画の再評価・見直しを行っていますが、計画の急な変更の場合もあります。いづいどんな場合に計画を変更するのか、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備にも期待します。

2、「アフターケアの充実の必要性」

施設は、リービングケアマニュアルを作成し、日課の中で生活技術の習得を目指しています。また、平成30年と31年には、入所していた高校3年生を対象に、社会自立達成項目アンケートを実施して、退所前の具体的な支援に繋がっています。

但し、子どもの社会経験という意味では、市役所等の公的機関や、銀行などの金融機関の利用方法、スマートフォン・SNSなどのネット環境の情報・知識も必要であり、具体的な場面を想定した支援も必要です。特に、金銭管理については、入所時に問題がなくても、退所後に金銭管理につまずく例も多く、周囲に相談することなく早期に離職するケースも課題となっています。

評価基準では、施設の役割として、子どもの退所後の生活に向けたリービングケアとともに、退所後の生活のための相談窓口や関係機関と連携したアフターケアの役割を求めています。

現在アフターケアは、児童家庭支援センターが窓口となっているため、施設は退所時に児童家庭センターの名刺を渡していますが、子どもや保護者は、寮担職員や担当職員に電話相談をする場合が多く、施設はセンターに相談を引き継いでいます。また、フードバンクからの食材提供についても、センターが受け付けて、施設が子ども達に届ける等、児童家庭センターと役割を分担するに止まっています。施設から、子どもや保護者に直接連絡をする時は、奨学金の返済等、必要に迫られた場合が多く、施設が主体的に、定期的な連絡を取るまでには至っていないのが現状です。

施設は、退所後の子どもが些細なことで不安になったり、日常的な経験不足からつまづくことが多いこと等、子どもの困りごとを具体的に把握しています。今後は、施設として主体的にアフターケアに取り組む中で得た貴重な情報を、リービングケアとして活かし、関係機関との連携強化や、子どもに対する不安軽減、保護者と関係機関とのパイプ役等、施設としてのアフターケアの役割を強化することに期待します。

3、「施設における性教育の取り組み」

職員は、幼児に対しては入浴時にプライベートゾーンの洗い方とともに、他人に触れさせない場所であることを教えています。女子児童には月経の確認をおこなっています。また思春期であれば、子どもから交際相手ができたと打ち明けられるような信頼関係をつくることを重要視し、打ち明けられた時が具体的な性教育のタイミングと考えています。子どもには、相手と自分を大切にする付き合い方と、妊娠の可能性を伝えています。

職員は、看護師による性教育の内部研修を受け、外部講師による研修も受けていますが、子どもには、学校で性教育の講演会や授業等があることから、施設として子どもに対する学習会や研修会は実施していません。性教育は命の教育でもあり、施設としても性教育への取り組みは求められています。

今後、マニュアルの見直しを検討しているとのことで、子ども向けのマニュアルには、イラストや映像などを活用して、子どもが年齢に応じて興味関心を持ち理解を深めるような内容への工夫にも期待します。

また、障がいを持った子どもへの性教育の重要性もあり、特別支援学校・特別支援学級とも連携して進めることにも期待します。

4、「被措置児童等虐待の届出・通告の制度の周知徹底」

子どもの権利擁護は、倫理綱領、行動基準、事業計画等で、職員に周知しています。また「被措置児童等虐待」については、新人研修や、外部の現任者研修において説明を受け、さらに内部で伝達研修をしていることから、職員は何らかの形で「被措置児童等虐待」について説明を受けた経緯はあります。但し、WRM委員会の苦情解決の仕組みと混在して理解している傾向もあります。

被措置児童等虐待の届け出、通告制度の理解は、職員の責務であるとともに、子どもへの説明も必要です。平成21年3月に出された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」等を活用して、早急に子どもや職員に被措置児童等虐待の届出・通告の制度を周知し、通告による不利益取り扱いの禁止事項を含む仕組みの整備と徹底を望みます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

「くるみ学園」、地域小規模児童養護施設「いちい」の評価の高い点・質の向上を求められる点について、共に評価結果は類似していると感じています。それは本体、地域小規模ともに良く連携してフォローし合っていることから、今後、小規模化への取り組みの強味としたいと思っています。評価機関から求められた、結果についての職員の感想には、職員の素直さ、従順さ、柔軟さ、取り組む意欲が肯定的に表記されていました。その事が今回の受審の成果とと思います。

評価結果表（児童養護施設）

内容評価基準（25項目） A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	評価結果
<p>① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>事業計画には、子どもに対する基本姿勢として、①人権の尊重②境遇に共感③限らない受容④徹底した傾聴⑤自己決定への支援を明記し、倫理綱領、行動規範等に子どもを尊重する姿勢を明示している。子どもへの具体的な対応方法として「児童への対応」を纏めている。権利擁護については、施設長が会議で定期的に周知している。CAREプログラムの実践を通して、権利擁護の考え方を日々の支援方法に活かしている。実践の中で出される疑問点は、心理職を中心に話し合い、共通理解を図って全体のスキルアップに繋げている。日々の生活場面から子どもの様子の変化を見過ごさず、早期発見に努めている。宗教活動の強制や規制はしていない。</p>	
(2) 権利について理解を促す取組	
<p>① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>施設では、CAREプログラムの実践を通して、子どもの感情や考えを否定せず、子どもの話を聞くことから始めている。自分と他者の権利を考えるためには、まず子ども自身が受け入れられていると実感することが必要であり、そのためには、子どもの良いところを褒めて「認めている・受け入れている」ことを繰り返し伝えている。子ども同士で学び合う機会を提供していないが、生活場面で子ども同士が話し合う場面は多い。子ども同士の間で、障がいを持った子どもに違和感や誤解を抱く場合には、職員が子どもの間に立って、仲介・代弁・通訳的な立場で説明し、両面からお互いに理解し合えるように支援している。但し、障がいの理解等については、子どもへの説明に苦慮する場合があり、子どもへの伝え方についてよりスキルアップする仕組みに意欲を示しているため、さらなる取組みに期待したい。</p>	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
<p>① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>施設は、子どもが自分自身を受け入れ肯定的に生きるためには、子どもとともに生き立ちを振り返ることの大切さを重要視している。子どもは、退所直前や自立の意識が芽生えてきた時期に生き立ちを知りたいと思う場合が多い。職員は、子どもに聞かれた時にどのように答えるかを話し合い、タイミングを逃さないようにしている。また、子どもの状況に応じて、複数の職員で対応したり、入所期間が長い子どもの場合には、過去の担当職員からも聞き取っている。子どもと振り返る時には、将来の進路の話を変えて振り返り、様々な経験が子ども自身の強みとして生きていけるように、マイナスイメージからプラスイメージに変えて、自分自身を受け止められるように振り返っている。特に中高生からの入所は、子どもの生活や成長の記録を整理することに難しさがああり、過去に養育にあたった人に協力を求める等の工夫をすることを、今後の検討課題としているために改善に期待したい。</p>	

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

c

【判断した理由・特記事項等】

職員には、倫理綱領、行動基準、事業計画等で、子どもの権利擁護について周知している。「被措置児童等虐待」については、新人研修や、外部の現任者研修において説明を受け、さらに内部で伝達研修をしていることから、職員は何らかの形で「被措置児童等虐待」について説明を受けているが、WRM委員会の苦情解決の仕組みと混在して理解している。被措置児童等虐待の届け出、通告制度は、職員の責務であるとともに、子ども達への説明も必要であり、平成21年3月に出された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」等を活用して、早急に子どもや職員に被措置児童等虐待の届け出・通告の制度を周知し、通告による不利益取り扱いの禁止事項を含む仕組みの整備と徹底を望みたい。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

a

【判断した理由・特記事項等】

学年に応じた月額の小遣いがあり、小遣い帳をつけて金銭管理の練習をしている。月額の小遣いで購入できない欲しい物があれば、小遣いを貯めてから購入するように促している。また、年齢に応じた購入時期を考えさせて我慢を教えている。基本的に家計全体をシュミレーションする家計管理は、将来の目標が決まる高校3年生からだが、場合によっては高校2年生から始め、収入と支出のバランスを教えながら、アルバイトの必要性を伝えている。日課の流れは、子どもの要望に応じて柔軟に寮内で対応しているが、施設全体で話し合う必要がある場合では、寮担会議に回り全体に共有している。余暇は自由に過ごしている。楽器等の使用時間は寮の日課としてルール化し、アンプに繋げて弾くのは夜8時まで、小学生の楽器使用時間は、夕食までとなっている。

(6) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

入所対処マニュアルを整備して、子どもを迎える環境づくりをしている。職員は、子どもの入所に児童相談所に出向いて顔合わせをし、子どもに大まかな施設の情報を提供することで、子どもの不安を軽減させている。在園児は職員と一緒に、入所児の不安を受け入れ温かく迎え入れる雰囲気づくりを作っている。入所後に、子どもと一緒に必要物品を購入している。子どもには、生活日課をもとに担当職員が施設の説明をしているが、日常生活を通して子ども同士の中で学んでいる。卒園に向けた書類は作成している。家庭引き取り等の途中退所には、施設から直接のアプローチはない。途中退所では、要保護児童対策協議会の開催が必要な場合もあり、施設として退所後の支援の必要性もある。今後は、関係機関との連携強化や、アフターとしての子どもの不安軽減、保護者と関係機関とのパイプ役等、施設としての役割の強化に期待したい。

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

リービングケアマニュアルを作成し、金銭管理については重点を置いて支援をしているが、難しさもある。アフターケアは、基本的に児童家庭支援センターが窓口となっているが、退所児童・保護者からは、直接施設に相談が入ることも多く、センターに橋渡しをしている。連絡・相談は卒園生記録としてまとめている。1ヶ月に1~3回程度、フードバンクからの食材の提供は、児童家庭センターが受け付け、施設が市内の卒園生に届けている。子どもの近況は、センターに報告をしている。センターは、子どもの状況から優先順位をつけ対象者を決めている。施設から直接連絡する場合は、奨学金の返済等、必要がある場合が多く、定期的に子ども全員に近況確認の連絡を取るまでには至っていない。施設は、卒園5年ごとアンケートを取って、近況把握をしている。H30年と31年には、在園高校3年生を対象に、社会自立達成項目アンケートを実施して、子どもの個別な支援に繋げている。退所後の子どものトラブルには、関係機関と連携して解決を図っているが、子どもは些細なことで不安になったり、日常的な経験不足から知らないことをつまづくことも多い。施設は、直接、子どもの困りごとを具体的に把握している。多くの貴重な事例を纏めて、リービングケアを見直し、施設としてのアフターケアの充実に繋げることに期待したい。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	評価結果
<p>① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>CAREプログラム導入により、子どもに対して受容的な態度で接し、子どもとの時間を業務の中で最優先することで、子どもとは必ず1日1回は個別に対応する時間を持っている。日々の生活の中での聞き取りに加えて、定期的に個々の子どもの気持ちを聴き取る仕組みがあり、利用者アンケートからシフトしていている。CAREプログラムは、実践と見直しを重ねスキルアップを図っている。子どもからは職員が優しくなったという返答があり、成果を実感している。職員が子どもへ個別に対応する時には、別な職員が他の子どもたちをフォローする体制を組織的につくっている。子どもの生育歴の把握や、被虐待体験、分離体験等、子どもの背景にある状況を理解し、子どもが安心して感情を表出できるように、子どもの考えを否定せずに子どもの話を聞くことから始めることで、子どもに「ここが居場所」であることを伝えている。</p>	
<p>② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>生活の決まりについての子どもの要望や意見には、まず受け止めてから返答し、出来ない場合には何故できないのかを丁寧に説明している。また、お互いに話し合う中で、折衷案・改善案を提案している。子ども一人ひとりの基本的な欲求は、子どもの年齢だけではなく、家庭歴等の影響も大きく、子どもの個性が大きい。中学生から洗濯は子どもがする等、年齢に応じた課題はあるが、子どもの個別な状況により、職員が柔軟に対応している。CAREプログラムに基づいて、子どもとの時間を持ち、話をじっくり受け止めること自体が、子どもの安心や欲求を満たすことに繋がっている。</p>	
<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>子どもの動きに合わせて、勤務形態に配慮しているが、加えて職員の立ち位置・座る位置等を工夫して全体を把握できるように対応している。また、忙しい時には各ユニットを跨いで職員同士がフォローし合う体制がある。子どもからの要求には、まず子どもの考えを聴き取り、危険の有無の判断をした上で、子どもにやってみることを促し、失敗も含めて子ども自身が考えられるように見守っている。CAREプログラムは、子どもと大人の関係構築にあり、子どもの好ましい行動を具体的に褒めることで、子どもを励ましなが見守っている。子どもが落ち着かない状況の時には、職員のシフトを変更して対応し、書類業務等は、子どものいない時間帯に行い、子どもとの時間の確保を最優先にして見守っている。</p>	
<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>幼稚園は3年保育を利用している。地域町内会の活動は、盆踊り、運動会など職員が準備段階から参加し、子ども達も積極的に地域参加をしている。また各ユニットの一隅には本棚が置かれ、楽器も日課の中で楽しむことが出来る。「かかわりボランティア」の活動があり、絵本の読み聞かせや外遊び等で協力している。各ユニットには、パソコンが置かれてルール内で使うことが出来る。幼児室には、年齢に応じた遊具が置かれている。体育館や園庭・グラウンドがあり遊具が置かれている。一時保護の利用も多く、年齢の幅のある子どもの入所にも対応できるように備品を揃えている。</p>	
<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>	
<p>年齢に応じた生活習慣の確立、生活技術の習得としてリービングケアマニュアルを作成している。日課の中で、掃除や洗濯など年齢に応じた生活習慣を身に付けている。地域行事等への参加を通じた地域交流からも社会性を習得する機会となっている。特別献立の実施もあり、卒園の際には、簡単なレシピを手渡している。市役所や銀行などの金融機関の利用方法等、具体的な場面を想定した経験も必要と考えている。特に、スマートフォン・SNSなどのネット環境の情報・知識も必要であり、金銭管理については、入所時に問題がなくても、退所後に金銭管理にまつまなく例も多い。職員は、アフターケアの中から、子ども達の実感を汲み取り事例を積み上げており、年齢に応じた生活習慣の確立、生活技術の習得をリービングケアに反映させていくことに期待したい。</p>	

(2) 食生活

①

A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【判断した理由・特記事項等】

食事は各ユニットで食べており、食器が個別化されている。特別献立の活用や、日常の炊飯・味噌汁の調理、土日などに子どもとともに簡単な調理をしたりオヤツをつくっている。アルバイトや部活等、子どもの帰園が遅れる場合には、冷蔵庫に保管したり温め直したりする等、適温提供に配慮している。さらに孤食を避けるために職員が食堂にいて声かけをするように意識している。子どもの好み・要望は、献立表にコメントして調理室に伝えている。子どもからは、お弁当の副菜について希望が上がっている。しかし、調理部門は外部委託のため、要望が十分に伝わらないことがある。子どもの食事量が不足する場合があります、施設栄養士が外部業者との窓口となって、どの程度の不足であるかを丁寧に伝えてトラブルを防ぐようにしている。アレルギーへの対応は、施設入所後に再度アレルギー検査をして、除去食で対応している。アレルギー食に関しては、リスク管理のため職員が配膳をしている。

(3) 衣生活

①

A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【判断した理由・特記事項等】

子どもの被服の購入は、各担当職員が個別の対応をしている。被服が必要な場合には、担当職員が子どもとともに買物に行って、子どもの好みを聞き、服選びをしながら購入している。子どもには、季節と場に応じた服装を促したり、声かけをしている。小学校高学年から中学生になると、自分で洗濯を行い、衣類の自己管理をしながら、季節に応じて衣替えをすることを教えている。

(4) 住生活

①

A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【判断した理由・特記事項等】

子どもの居室は、2人部屋の相部屋で、高校3年生からは個室となっている。2人部屋では居室内の中央にカーテンが引かれるようになっていて、学習机とベッド、クローゼットがあり、十分なプライベート空間が確保されている。居室に入る時には必ずノックすること、勝手に他の居室内に立ち入らないこと等をルール化して、子ども達にも徹底している。子どもには、登校前の居室の片付けを声掛けし整理整頓の習慣化を促している。共有スペースである食堂・リビングルームは、勉強をしたりパソコンを利用したり自然に子どもが集まるスペースともなっている。

(5) 健康と安全

①

A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【判断した理由・特記事項等】

看護師が18時まで常勤していて、それ以降の夜間も電話に応じているため、子どもの急変に対応する職員の安心に繋がっている。日頃の子どもの様子に変化があれば、通院の必要性の有無など、看護師に助言を受けている。担当職員は、通院介助に同行し、服薬管理簿を作成している。また、子どもの年齢に応じた日課から、入浴・洗顔・歯磨き等の生活習慣や健康管理を身に付けられるようにしている。子どもの既往症の把握や平熱調べを毎年実施して、同法人の病院で年4回の児童健診を実施している。職員に対して、看護研修やAED研修、感染症予防としてノロを想定した嘔吐の実地研修等を実施して、子どもの健康管理に活かしている。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【判断した理由・特記事項等】

職員は、子どもから交際相手が出来たと打ち明けられるような信頼関係をつくることを重要視し、打ち明けられた時が具体的な性教育のタイミングと考えている。子どもには、相手と自分を大切にする付き合い方と妊娠の危険性を伝えている。幼児には、入浴時にプライベートゾーンの洗い方とともに、他人に触れさせない場所であることを教えている。女子児童には月経の確認をおこなっている。職員は、常勤看護師による性教育の内部研修を受け、外部講師による研修も受けているが、子どもには、学校での性教育の取組があることから、施設として子どもに対する学習会や研修会は実施していない。性教育は命の教育でもある。今後、マニュアルの見直しを検討しているとのことで、子ども向けのマニュアルには、イラストや映像などを活用して、子どもが年齢に応じて興味関心を持ち理解を深めるような内容への工夫にも期待したい。また、障がいを持った子どもへの性教育の重要性もあり、特別支援学校・養護学校とも連携して進めることにも期待したい。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもに対する適切な援助技術の向上を目指して、施設全体でCAREプログラムに取り組んでいる。寮内で起こったことは、各寮の会議で検討して寮内で解決する気風があるが、必要に応じて、各寮をまたぐフォロー体制もある。問題行動が起こった時の基本的な対応としては、タイムアウトとしてその場を離れることとし、子どもの気持ちを落ち着かせて、話を聴きとることを優先している。また、子どもと対峙した職員も、別な場所でスーパーバイザー的な職員（寮担）が話を聴くことで気持ちの整理をしている。寮担会議で情報を共有し、施設全体でケース検討会も開いている。学校や児童相談所との話し合いも実施している。職員の児童への対応方法としては、「児童への対応について」「危機対応マニュアル」があるが、CAREプログラムの取り組みから積み上げられた職員スキルを「対応マニュアル」としてまとめることに期待したい。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

CAREプログラム導入により、子どもに対して受容的な態度で接し、日々の生活の中で子どもの気持ちを丁寧に聴きとり、子ども集団の安定を図っている。子ども同士の間で、関係が悪化した場合には、職員が潤滑油の役割をするために、一緒に遊ぶ等の介入をして、子ども同士の関係を調整している。また集団対応が難しい場合には、担当職員のみが抱えるのではなく、寮を横断して職員が協力し合う体制を強化して、子どもへの対応や、新しい視点で子ども集団の力関係を見直すことを考えている。「児童への対応について」「危機対応マニュアル」を明文化しているが、職員対応マニュアルとしては活用が難しい。子ども集団の活かし方に加えて、CAREプログラムで積み上げられた職員のスキルを「対応マニュアル」としてまとめることに期待したい。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

施設には心理士が常勤しており、子どもの直接支援に加えて、心理ケアの対象児に遊戯療法や心理療法等を実施している。また、児童家庭支援センターの心理士も非常勤として心理療法を担当している。心理士との面談から子どもが医療機関に繋がる場合もあり、職員は子どもの対応方法に助言を受けている。児童家庭支援センターの心理士は「CARE」のトレーナーであり、施設心理士を介して、職員に「CAREプログラム」の研修を行っている。心理士は、職員の相談・疑問に対して、随時助言をして、スーパーバイザーの役割も担っている。職員は、全ての入所児童に対して、心理的療法の必要性を感じ、心理職と支援職との密接な連携の必要性を感じている。心理士は、児童相談所と連携しているが、対象となる子どもの保護者等への定期的な助言援助までには至っていない。「CARE」スキルの提供など、今後期待したい。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

日課の中で学齢に応じた学習時間があり、学習スペースやパソコン環境が整い、学習習慣が身に付くようにしている。子どもが落ち着いて勉強が出来るように、自分の居室で勉強をしているが、職員は、各居室を見回す際に、子どもの学習の進捗を確かめている。また、食堂に集まってお互いに分からないところを教え合っている。学習塾や学習ボランティアを活用して、基礎学力が身に付くように支援している。障がいのある子どもは、特別支援学級・特別支援学校へ通学している。学習係中心にして、長期休業を利用した学力調査を実施して、個々の不得意教科の克服や、小学生では「たくさん誉め、ごほうびシール」で、頑張りを支えている。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

進路選択では、本人、保護者、学校、児童相談所と話し合い、自立支援計画に記載している。「就学者自立生活支援事業」「社会的養護自立支援事業」「身元保証人確保対策事業」の活用と、さらに、施設の「育英基金」がある。未成年後見の申請もしている。また必要に応じて「措置延長」「措置継続」を視野に入れている。資金面や生活面等具体的な数値を出して、進学資金計画書を作成している。日本学生支援機構の奨学金以外には、基本的に施設に提供される給付型の奨学金を利用しており、必要な奨学金のリストを準備してある。親から依頼を受けて奨学金の手続きの支援をした例があるが、施設側から、給付型以外の無利子の貸し付け制度（社会福祉協議会や、ひとり親の貸し付け等）の情報提供はしていない。子どもの選択肢を増やすためにも、多方面から検討することに期待したい。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

特別支援学校では、学校が主体となって職場実習を行っている。施設としては、アルバイト以外に子どもに社会経験をさせる意味を受け止め、施設長を通して、法人の介護や医療の施設との協力体制をつくった。子どもは保育職などの対人援助職に関心を示すケースも多く、介護施設の現場職員による学習会を開催し、希望者を募って施設見学体験を実施した。介護職についている卒園生もいる。一方、周囲に相談することなく早期に離職するケースもあり、北海道の自立支援事業を活用して、離職問題にも取り組みたいとの意欲を示している。実習などの社会経験を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル支援など、子どもの自立支援に取り組んでいくことにも期待したい。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【判断した理由・特記事項等】

寮担職員が家庭支援専門相談員を兼務することで、子どもの入所から退所までに関わり、児童相談所や保護者からの電話対応や相談窓口となっている。また、寮担職員は、子どもとの面会、外出、一時帰宅など、保護者との家族調整を行っている。外出や一時帰宅後は、日常の生活の中で、子どもの些細な変化を把握している。子どもと面会する保護者には、日頃の子どもの様子を細かく伝えて、親子の距離が離れないようにしている。年に3回の機関紙と、担当職員からは、子どもの学校の部活動などの行事予定を郵送している。授業参観の連絡など、子どものそれぞれの状況に合わせて電話連絡や手紙の発送も行っている。保護者アンケートで、保護者の声も聞いている。寮担職員は、子どもの様子を一番把握している担当職員とともに、家庭支援専門相談員としての役割も担い、寮担会議の中で情報を全体に共有している。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

家庭支援専門相談員は、児童相談所との連携の基、「家庭復帰支援マニュアル」に基づいて、面会、外出、一時帰宅等、段階ごとに子どもの様子と保護者との面談をしながら、家庭への移行準備を進めている。保護者との関係構築が難しく、複数回電話をしても繋がらない場合には、児童相談所に確認の上、手紙を郵送し、それでも返答がない場合には、児童相談所が家庭訪問をしている。施設職員が訪問に同行する場合もある。現在、親子訓練室は、外泊訓練には利用していないが、児童相談所の依頼を受けて貸し出しをしたことから、今後の活用方法の選択肢が広がる可能性は高い。今後とも、親子関係の再構築のため、資源の活用や児童家庭支援センターとの連携を強化していくことに期待したい。

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
ホームページ、要覧に理念「With Child」「いつでも安らぎを」が明文化され、子どもや保護者へも理解されるように周知を図っている。地域での会議や、関係機関、保護者へも広報誌「ふうてき」などを通じて広く周知を図っている。一方、基本方針の明文化が見当たらない。基本方針である「基本姿勢」「支援方針」を事業計画に掲げ、子ども一人ひとりを尊重し、生活していける力を培えるよう援助する。」は事業計画からは読み取れるが、明文化として子どもや保護者等へは周知が十分ではない。基本方針は、理念に基づいた姿勢等を具体的に示す重要なものなので、理念と同様に各媒体に記載することが期待される。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
全国児童養護施設協議会、北海道児童養護施設協議会などからの情報を基に児童養護の動向を把握している。また、函館市内外の児童数の変化のみならず北海道内において必要とされる児童養護施設入所定員数にも目を向けている。現在、入所している子どもの年齢構成は、新・社会的養護ビジョンの影響により高学年化している。この点も踏まえて、施設養護と家庭的養護の見通しを立てる基本とするために北海道へ提出した「小規模且つ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に施設経営を分析した状況を反映させている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
新・社会的養育ビジョンの進行下で「小規模且つ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」と連動した「くるみ学園 中長期計画」を平成27年度当初には策定している。家庭的養護の進捗を見据えて、里親支援やファミリーホームの検討も行っている。入所定員減、小規模グループケアへの転換に向けて運営会議などで課題を提示し、職員への周知、共有を図っている。本園における支援の高機能化や分園ケアでのスキルアップに備えて「CARE」(子どもと大人の関係構築のための養育・支援プログラム)技術の習得を継続している。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
「くるみ学園 短期・中期・長期計画」においては、始期を平成27年4月1日、終期を令和12年3月31日として定員数を100名から令和元年には75名に減員、以降36名まで減員して小規模化を計画している。本園は6名単位を6ユニットで稼働、地域小規模児童養護施設は現在、運営している「いちい」の他にもう一軒を令和11年には開設予定である。児童家庭支援センターを併設しているため既に里親及びファミリーホームへの支援も事業化されている。更に、現状を踏まえてファミリーホームの検討も行っている。事業に必要な運転資金が計上されているが、具体的には令和7年から令和11年までの本園と小規模児童養護施設に関してなので、ファミリーホーム設立までは案に止まっている。職員数や夜間対応など現在の体制より質・量の両面での課題もあり、計画の長期の部分へ向けた具体的な内容にも期待したい。	

<p>② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 「くるみ学園 短期・中期・長期計画」にあげられている内容として「令和2年度 事業計画」に記載されている。運営方針として、施設の小規模化・地域分散化による家庭的養護の推進、専門的ケアの充実、地域支援としての家庭的養護への支援などがあげられ、この運営の方針として職員の専門性の獲得が示されている。職員からは3年前よりも専門的なケアの日常化が聞かれている。この点を評価できるように、単年度と長期的な計画の両方に達成具合がわかるような目標・成果の記載にも期待したい。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 運営会議において単年度の事業計画の策定が行われている。年度の上期と下期の2回に渡って計画の進捗を見ている。職員会議（全職員、係職員）や寮間会議（寮担当職員、直接処遇職員）などで職員へ事業計画の周知を図り、課題などの共有に努めている。</p>	
<p>② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 機関誌「ふうてき」はホームページにも掲載し、保護者には郵送している。機関誌を通じて事業計画を周知している。機関誌には年度の重点目標が記載され、子どもはユニットごとに玄関が新設されることを喜んでた。令和2年度は、新設玄関の他に、グループケア化による職員体制やCAREの日常化による個別ケアの向上等の6点があげられている。子どもや保護者等への周知に事業計画そのものを配布する必要はないが、重点項目の掲載のみでは内容の理解を促すには十分ではない。今一つの工夫が期待される。</p>	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	評価結果
<p>① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 定期的にブロック毎に自己評価、見直しを行い、課題を抽出し各委員会、会議において協議されている。子どもの養育・支援に直結する課題に対しては直ぐに着手しているが、第三者評価結果を組織としてのPDCAサイクルとして活用するまでには至っていない。評価結果を活かす場を設定するなどの取り決めに期待したい。</p>	
<p>② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 自己評価、第三者評価の結果を基に課題が抽出され、子どもの養育・支援に直接関わる課題は迅速に見直しをしているが、着手しないで持ち越されている課題もある。3年後に同様の課題とならないために、中長期的な事業計画等に掲載して職員の意思統一を図ることに期待したい。</p>	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	評価結果
<p>① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>施設長は、自らの養育・支援に対する「思い」を職員へ伝えている。職員には、常に平等・公平に接して、職員間でも意見を言いやすい雰囲気づくりを意識している。各寮を巡回、子どもの様子を確認しながら職員の声にも耳を傾けるようにしている。</p>	a
<p>② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>法人共通の法令遵守のための規定が揃っている。苦情の処理方法も法人共通の仕組みとして、WRM委員会に第三者委員を設置するだけでなく、委員と子どもにも会わせるといった独自の取組がある。そして、児童養護施設として必要な通知等も含めた法令遵守に努めている。職員は公益通報者保護制度を常識の範囲で心得ているが、被措置児童等虐待の対応ガイドラインの周知には不十分な点も見られるので見直すことが期待される。</p>	b
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
<p>① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>人事考課制度の活用や、平成24年頃より導入してきた「CARE」を継続して全職員で取り組んでいる。理念に基づいた養育・支援の質の向上のために、運営会議において職員の意見を集約し、支援に反映する仕組みとしている。</p>	a
<p>② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>経営課題でもある児童養護施設の小規模且つ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に対応できる人材の育成のためにも、日常の子どもの支援に専門性を持たせるように指導している。常勤職員の平均在職年数は、3年前より0.6か月伸びており、人事・労務への尽力もうかがわれる。キャリアパスは人事考課表に研修の欄を設けて方向付けている。メンタルヘルスを含めたスーパービジョンは明確な体制を宣言はしていないが、実質的に基幹的職員が担っている。</p>	a

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	評価結果
<p>① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>施設では、次年度の離職希望は今年度内に退職の申し出をするに職員の協力を求め、次年度の募集予定を立てている。法人ホームページに採用情報サイトがあり、職種や雇用形態から検索できるようになっている。学園の「小規模かつ地域分散化、高機能及び多機能化・機能変換に向けた整備方針」に人材育成計画を示している。処遇改善手当支給枠に該当する職員を派遣してキャリアパスを進めている。保育士志望だった実習生が就職する例があり、指導担当者だけでなく子どもに関わった職員が見せる児童養護の基本的な考え方が伝わったことがうかがえる。社会的養護には職場に定着する職員は欠かせない。人材育成方針の基本は理念でもあると考えている施設が目標とする養育・支援の質確保に努めている。</p>	a

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 法人共通の人事考課があり、更に、研修計画が人事考課等級と並列した考課表が作成されている。キャリアパスにつながるように一次考課、二次考課と進むようになっている。これにより、新任から中堅以降の勤務年数に応じて、養育・支援の専門性の全体的な底上げを図っている。一次考課者をスーパーバイザーとして専門研修に職員を順次、派遣して効果的な育成を行っている。能力開発OJT（職場内訓練）としては、「CARE」を継続して取り入れて日々の支援に活かせるようにしている。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 職員の就業状況や意向は、正式には人事考課面接で聞き取られている。この他、施設長と一次考課者であるスーパーバイザーは、各寮で日常的に職員に声を掛け話をするようにしている。また、ハラスメントを含めた職員の相談窓口は係長になっている。育児や産前産後の休暇取得が行われ、家族の勤務形態にも配慮したシフトを組むようにしている。希望の日に有給休暇の取得が可能なおことから職員相互の協力がうかがえる。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 「令和元年度 研修一覧表」からは研修参加職員がのべ107名に及び外部研修への積極的な派遣が行われていた。個別の職員の育成については、人事考課面接で受講する研修が話し合われている。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 児童養護施設職員としての教育・研修に関する基本方針は、人材育成方針として人事考課制度にもある。年度の事業計画には、例年、運営方針に職員が獲得すべき資質として3点を上げて、これに向けて「人事考課等級と研修計画」がある。職員は勤務している部署と勤続年数と目指す支援に応じて必要な専門研修に振り分けられる。一次考課者であるスーパーバイザーより、支援の専門性を獲得しているかなどの定期面談と勤務評定の見直しが行われている。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 「人事考課等級と研修計画」により個々の職員の研修が行われている。外部研修に留まらず、「CARE」を日常の支援に取り入れるためにロールプレイを交えた支援の振り返りも継続して行われている。支援の事例集「CARE」を作成予定だったが、場面が子どもにより様々なため、支援の場面を切り取って「具体的にほめる」「くり返す」「行動を言葉にする」を記入シートへ記載して職員間でスキルを共有している。スーパービジョンは、バイザーが実施時に改めて開始を宣言すると受け手が緊張するので、あえて宣言せずに行っている。困ったこと・悩んでいることを自然な会話の中でやり取りしている。役職者と職員の関係性におけるスーパービジョンとは別に、職員同士のバズセッションがある。運用の仕方では、ピュアスーパービジョンとしても機能する可能性があり、更なる日常の支援の質向上に期待したい。</p>	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 オリエンテーション案内である「施設実習・ボランティア」の他に、保育士と社会福祉士の実習を受け入れる体制の各種マニュアルや資料を整えている。親子交流室は、浴室等の宿泊可能な設備を整えているので、利用のない期間に宿泊する実習生を受け入れている。保育士希望の実習生が児童養護施設を理解して就職先に選択したこともあり、職員全体での受け入れ姿勢が向上したことがうかがわれる。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 法人のホームページに情報公開のページがあり、定款などが掲載されている。役員名簿は令和2年6月の表記があるが、令和2年10月現在、貸借対照表・収支計算書は平成27年度のものである。定期的な掲載が期待される。法人は多くの事業所を運営しており、所在地等を公開しているが、苦情の状況は公開されていない。施設に対して、子どもや保護者、地域の理解を得るためには個人情報に配慮したかたちでの苦情状況などを公開していくことが期待される。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 法人をあげて、内部監査及び外部監査が実施されている。外部監査では、施設に対して、財産目録への追加記載や固定資産の減価償却についての助言があった。施設会計は専任の職員が2名で執り行い、子どもに関する金銭の少額なやり取りは担当職員が記帳している。これらは分掌事項に詳細に役割分担されている。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ユニットケアになり、玄関がそれぞれに設置された。これによって子どもが施設へ遊びに来やすくなったかというそうでもない。現在、入所している子どもは中高生が占めていることも一因と考えられる。町内会には職員が役員として参加して、お祭り等を運営するうえでの貴重な戦力となっている。子どもは電子カードでバス等に乗り買い物へ出かける。年度の事業計画書には、児童家庭支援センターの周知のために地域の人々への呼びかけ記載があるが、施設自体の地域への働きかけの記載が乏しいままである。今後、施設の小規模化・地域化が進むことで、施設と地域と子どもとの接触が高まる。地域に理解を深めてもらうためにも、施設として中長期と単年度の両計画書に地域との基本的な考え方を掲載することを期待したい。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 オリエンテーション案内である「施設実習・ボランティア」の他に、「ボランティアに関するマニュアル」等が用意されている。幼児の入所がなくなったので絵本の読み聞かせボランティアはお休みとなっている。学習ボランティアは、新型コロナ自粛期間後に透明アクリル板を机上に置いて再開している。学校教育に関する基本姿勢をボランティア受け入れと統合した書面の整備までは至っていない。ボランティアへの事前研修は、これまでトラブルもなく過ごしているため特に行っていない。実習生に対しては事前教育的な資料があるので、ボランティアにも簡易版があると、施設の理解が深まり、ボランティアの周りの人々にも波及する可能性がある。ボランティア対象とした「児童養護施設について」を期待したい。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 既存の社会資源リストは整備されているが、今後は点と点を結ぶネットワークが要求される。本園に児童家庭支援センターがあることは情報の収集と発信にもなる。卒園生は担当職員へ連絡するが、職員が退職して不在の場合もあるのでセンターの連絡先を教えられている。社会資源となっていたNPOは卒園生の関りがなくなると関係が一旦切れる。しかし、3~4年と経過すると新たに加わる関係機関もある。就労支援を補助金で運営している民間会社とのコンタクトが増している。ネットワークは、在園と卒園した子どもとで分かれることが多い。アフターケアも施設が担うことを求められていることから広くアンテナを張って施設のソーシャルワークが発揮できる社会資源としてつながることを期待したい。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 地域の福祉ニーズを把握することは、法人で動きはある。施設は、児童家庭支援センターを併設しているので子育て相談の悩みを聞くことからニーズ把握に努めている。また、要保護児童対策地域協議会や北海道児童養護施設協議会などの各種会議に出席しており、2019年からは「北海道子どもの貧困対策渡島総合振興局地域ネットワーク会議」にも参加している。しかし、後続する評価基準27番につながる事業はディサービスの他、特に意識してニーズ把握となっていない。法人の動きに協働したニーズ把握を期待したい。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 法人として地域における公益的な取組として、函館市と七飯町までの広域で要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援を始め12の事業を継続している。今後は、地域のサロン活動の場が設けられた時には、子育て相談や子ども食堂の開催を協賛していく予定である。尚、独自事業として土曜日の8時から18時まで子どもを預かるディサービスを行っている。5年前は2名の利用があったが、昨年の利用はなかった。一時保護は前年度390名だったこととは直接には利用目的が違うが、ニーズがあっても知らない保護者が潜在している可能性もある。事業計画には相談業務の拡大があげられていることから、児童家庭支援センターの協力体制を強化して知名度アップと共に広報活動に期待したい。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
【判断した理由・特記事項等】 事業計画には、基本理念として「with child」「いつでも安らぎを」を掲げ、子どもに対する基本姿勢として、①人権の尊重②境遇に共感③限りない受容④徹底した傾聴⑤自己決定への支援を明記している。さらに、倫理綱領、行動規範等に子どもを尊重する姿勢を明示し、職員の具体的な対応として、「児童への対応」を纏めて、日々の支援方法の共有化を図っている。また、CAREプログラムの実践を通して、支援のスキルを共有化している。		
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
【判断した理由・特記事項等】 プライバシー保護が明記された職員倫理綱領3条や、行動規範には「居室に入る時のノック」「無断で私物を確認しない」等が明記され、子どもに対しても、同様に徹底している。居室は、個室と、カーテンの仕切りがある2人部屋で、プライベート空間として改善した。また、日常の生活支援の中で、「異性職員の対応」「洗濯物の扱い」等、細かいルールの取り決めはあるが、明文化していない。一人ひとりの職員の日々の支援での気づきが、職員間のスキルの共有化となるために、子どものプライバシーマニュアルとしてまとめることに期待したい。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		a
【判断した理由・特記事項等】 社会的には、児童養護施設の一般的な理解が進んでいない現状があるため、ホームページでは、施設内の様子や行事の様子の写真をアップして、安心感を持てるようにしている。機関紙を発行している。「要覧」で施設の事業を説明し、「くるみ学園について」で大まかな施設内の約束事を纏めている。見学の際には、写真や資料で説明をしている。入所予定者には、事前に職員が児童相談所に行き、子どもと面談することで、子どもの不安感を払しょくできるように努めている。		

<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 入所後は、子どもの状況を確認しつつ、担当職員が各寮で児童日課表を用いて施設のルール等の説明をしている。さらに、生活場面で繰り返し伝えるようにしている。入所に関しては、児童相談所で基本的な施設の説明と同意書（金銭預かり、予防接種の同意書等）を取っているため、施設として保護者から同意書を取る場面はない。今後は、ネットや写真など子どものプライバシーの問題もあり、保護者との口頭でのやり取りに止まらず、施設として保護者から必要な同意書を取ることに期待したい。</p>	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 施設間同士での措置変更等には、引継ぎ文書を作成している。家庭の安定が図られる場合や保護者の強い要望がある場合には、児童相談所の「家庭復帰支援マニュアル」に基に家庭への移行準備を進めている。家庭復帰に課題がある場合は、要保護児童地域対策協議会を開き、児童相談所、学校、医療機関等を交えた話し合いを重ねて進めている。アフターケアの体制は、児童家庭支援センターになるが、子どもや保護者は、寮担当職員や担当職員に電話相談をする場合が多く、センターに相談を引き継いで、記録も共有している。子どもの退所時には、児童家庭支援センターの名刺を渡しているが、施設としてのアフターケアも求められている。今後は、児童家庭支援センターとの役割分担を明確にして、一層連携を強化することに期待したい。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	評価結果
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 年に2回は、子どもたちからの聞き取りを行い、結果をWRM委員会（要望・苦情等の対応委員会）に報告して意見を聞く仕組みがある。子どもの状況把握は、日常生活の中での変化を見逃さず、些細な会話から気持ちを汲み取ることが柱になっている。同時に、直接物が言えない子どもについては、意見箱を設置して、施設長が毎日中身の確認をしている。小規模化となり、個々の子どもと接する時間を必ず確保することを業務の標準化としている。また、日常生活の中で、子ども同士の話し合いの機会を設けている。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	c
<p>【判断した理由・特記事項等】 法人の苦情解決の仕組みとして、WRM委員会を設置して、子どもたちからの意見の聞き取りと対応状況、苦情、ヒヤリハット、事故等の処理経過をWRM委員会に報告している。子どもと保護者には、WRM委員会を設置した案内文書を作成しているが、第三者委員へ直接連絡する方法を周知していない。また、苦情解決状況を、公表・公開することも求められていることから、早急な取り組みが望まれる。</p>	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 施設内には、子どもが相談しやすいスペースが十分に確保されている。意見箱が置かれている。担当職員は、日々の会話の中から、子どもの要望を聞き取ることと併行して、複数の方法や相手を選ぶことができることを伝えている。WRM委員会・第三者委員は、施設内行事に招待されて子ども達と直接交流している。WRM委員会を分かりやすく説明した子ども向けの文書も作成しているが、掲示方法や場所には、工夫が必要との認識がある。年齢に応じた文書の表現方法も含めて、子どもへの周知方法を見直すことに期待したい。</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 「意見・要望対応マニュアル」を作成して、実践をフィードバックして検証をすることで、支援の見直しを重ねている。また、対応マニュアルの実践を通して、①児童が意見表明出来る関係、②本人が置かれている環境を考える、③十分に話を聞いて貰うことで施設生活の不満の軽減をすること等、目的・効果を明確にして取り組んでいる。現在、支援体制はバージョンアップしていて、それに即したマニュアルの見直しをすすめる意向を示しているため、期待したい。</p>	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 緊急時連絡先一覧を作成して、職員に周知を図っている。AEDの実践講習は、実際の動きに即して、救急車を呼ぶまでの流れを全職員で実施した。食物アレルギーは、アセスメントを徹底し、基本的には除去食で対応している。看護師は、退勤後も24時間電話対応に応じている。子どもたちの自転車講習、遊具の点検表、日常点検表等でチェックし、怪我・事故対応マニュアルを作成して、ヒヤリハット・事故報告を集計し、WRM委員会に報告して、再発・改善を図っている。今後も、ヒヤリハットを活かしながら、事故発生予防に対する意識を共有化することに期待したい。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 感染症対策や児童の健康状況の確認は、看護師や保健衛生係が中心となり行っている。各ユニットには、嘔吐対応キットが置かれて、嘔吐は、全てノロ感染症対応として扱い、職員全員で実践研修を行っている。インフルエンザや新型コロナ等の感染症の対策は、手洗い・うがい・消毒等の徹底とともに取り組んだ。看護師は、退勤後も夜間の電話対応に応じている。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 自衛消防組織、緊急連絡網、火災対応マニュアル、自然災害対応マニュアル等を整備し、毎月避難訓練を実施し、不足があれば対策を見直している。防災グッズ一覧を作成して、必要備品を整理し、食料品も備蓄している。避難経路や消火栓・消火器が施設平面図に明確になっている。職員緊急連絡網訓練を実施している。高校生はスマートフォンを所持し、中学生以下には、施設の電話番号を徹底して教え、必ず連絡を入れるように指導している。必要な場合には、子どもにテレホンカードを所持させている。自家発電設備があり、定期的にメンテナンスをしている。福祉避難所として函館市と締結している。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 マニュアルは、施設直接支援関係・給食関係・保健衛生関係・施設業務関係・施設管理関係の5種類が2007年5月7日の日付で作成されている。この他に、寮ごとに見直して作成しているものがある。小規模児童養護施設は、子どもの人数が少ないこともあり、発達障がいにも特に配慮した個別の養育・支援マニュアルとなっている。子どもの年齢に応じたマニュアルやルール対応を統一するためのマニュアルなど、支援を標準化しようとする膨大な量になるところを職員の実際の動きから必要度の高いものから整備している。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 様々なマニュアルが整備されてきているが、見直しの時期などが不十分である。寮で分担しているのを見直して改定がなければその年月日を記すことが区切りとなる。標準的な実施方法の見直しは、年に1回の定期的な実施の他、必要時に都度実施することが望まれる。生活のルールに関しては、子どもと担当職員の意見を聞いているはずであるから、このマニュアルに反映することが期待される。	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもの担当職員と寮担職員が、評価測定表を用いてアセスメントを行い、養護記録等と併せて自立支援計画を策定している。但し、自立支援計画票の目標が、画一的・抽象的な記述に止まっている事例もあり、児童の意向、保護者の意見欄に空欄も散見される。施設では、子どもと向き合い気持ちを聴き取ることが支援の柱としており、個々の子どもの意向を把握している。子ども一人ひとりの具体的なニーズの基に、子どもの良さを伸ばす具体的な目標設定のもと、自立支援計画を策定することに期待したい。また、自己評価では、アセスメントツールの見直しも園内研修で検討されているとのこととで実施に期待したい。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

定期的な自立支援計画の評価・見直しは、児童相談所への提出に合わせて、年2回再評価を行っている。定期的な評価・見直し以外にも、計画の急な変更の事例にも対応しているが、いつどんな場合に計画を変更するのか、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備にも期待したい。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもの記録については、職員の主観と事実を混在させない客観的な記述を指導している。職員間での子どもの情報共有は、寮会議・寮間会議などを通じて行われている。自立支援計画は養護記録と連動した支援の経過となるが、寮により、又は職員により、記録の記載内容に差がみられる。記録は、開示請求されることもある。記載内容が標準化されるようにマニュアル施設業務関係「5養護記録について」の見直しと指導が期待される。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

c

【判断した理由・特記事項等】

職員には、「個人情報の取り扱いについて」により業務上の留意点と関連する規定の条文を抜粋して守秘義務を徹底している。規定としてあげている「くろみ学園管理規定」は平成28年4月1日改正、法人の「個人情報保護規則」は平成17年4月1日施行となっている。子どもの記録管理は、個人情報保護と情報開示の両面から整備する必要がある。個人情報に関しては「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）に基づくガイドラインの理解が求められる。情報開示に関しては、その規定が必要である。施設でファイリングされている規定類を更新することが望まれる。